

楽天銀行の住宅ローンご利用者さまへ

Rakuten 楽天損保

住まいの保険

2021年1月改定版

楽 天 損 保

ホーム アシスト



持家の火災保険

あなたの暮らしをお守りする
エキスパートです。



「ホームアシスト」は家庭総合保険のペットネームです。
このパンフレットは、2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

お住まいに関する様々なリスク。 「ホームアシスト」が、あなたの暮

建物・家財等のリスク

P3へ

お住まいのリスクは火災だけではありません。

風災や水災等の自然災害のリスクや水濡れ等の日常災害のリスクにもしっかりした備えが必要です。



火災



水災



水濡れ



盗難



風災



破損・汚損

お住まいには
色々なリスクが
あります！

地震列島と呼ばれる日本。地震等の災害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。



地震による損壊



地震による火災



津波による流失



噴火による埋没

地震のリスク

P11へ

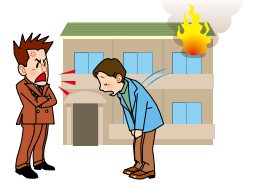
日常生活で賠償責任を負うことも…備えておけば安心です。



日常生活での賠償



建物管理上の賠償



貸主さんへの賠償

日常生活のリスク

P5へ

らしをお守りします！



ホームアシストの安心ポイント！

POINT

①

安心の基本補償と選べるオプション！

ホームアシストは、火災や風災・水災等の自然災害による損害はもちろん破損等の偶然な事故による損害まで、お住まいのリスクを幅広く補償します。お客さまのニーズに合わせて、ご予算に応じた補償内容を選択できます。また、お住まいの条件等により、納得の保険料設定が可能です。

さらに！

ご希望によりお住まいの補償以外の賠償事故等、日常生活のリスクまでトータルにサポートします。

P3へ

P5へ

POINT

②

ハザードマップの水災リスクに応じて 保険料を決定！

ホームアシストは、洪水ハザードマップを解析してお住まいの所在地の水災リスクに応じた保険料でご契約いただけます。

P7へ

POINT

③

お住まいの建物はもちろん 敷地内にある様々なものを補償！

ホームアシストは、お住まいの建物だけではなく、同じ敷地内にある様々な設備や付属建物も補償されます。

P8へ

POINT

④

お住まいに関する様々なトラブルを解決！

ホームアシストは、大好評のハウスアシスタンスサービスで、水廻り等のトラブルに、30分程度の応急処置を無料でご提供します。

P21へ

お客さまの安心をアシストする楽天 選べる特約でピッタリの補償をご提

✿ 基本となる補償

建物や家財等の補償

○ 補償します

▲ 特約により補償を外すことができます

補償内容

事故の種類



① 火災・落雷・破裂または爆発



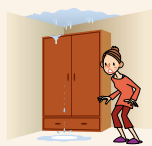
② 風災・雹災^{ひょう}・雪災



③ 水災



④ 建物の外部からの物体の衝突等



⑤ 水濡れ



⑥ 騒擾^{しょう}または労働争議等



⑦ 盗難



⑧ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)

雑
危
険



(注1) セットする特約により補償は異なります。なお、補償の組み合わせによってはご契約できない場合があります。
(注2) 保険の対象に建物を含む場合に補償します。

損保のホームアシスト 案じます！

費用の補償

●災害時諸費用



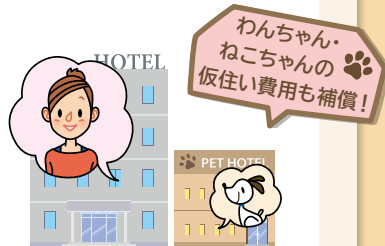
●地震火災費用



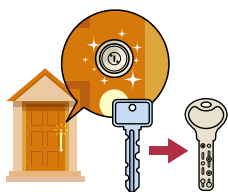
●水道管修理費用(注2)



●緊急時仮住い費用(注2)



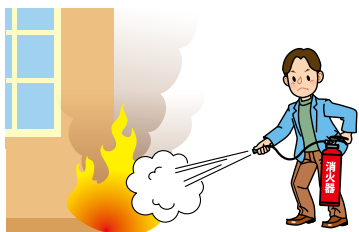
●錠前交換費用(注2)



●特別費用(注2)



●損害防止費用



さらに
充実!

選べるオプション

補償を充実させるため、
オプション(特約)をセット
できます。



P5へ

さらに
安心!

地震保険

地震・噴火・津波による
火災、損壊、埋没、流失に
よって損害を受けた場合に
保険金をお支払いします。



P11へ

オプション(特約)で補償を充実!

❀ オプション(特約)

建物や家財の補償

ご希望により基本となる補償に次のオプション(特約)をセットできます。
※組み合わせによってはご契約できない場合があります。

建替費用補償特約

(保険の対象が建物の場合のみ)

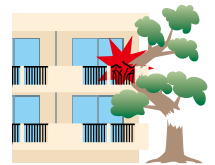
事故により、建物が協定再調達価額の70%以上の損害を受け、同一用途の建物に建替えた場合の費用をお支払いします。



共用部分修理費用補償特約

(保険の対象が区分所有建物の場合のみ)

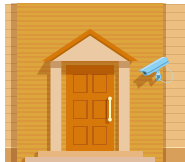
バルコニー等のような使用または管理する建物の共用部分が損害を受け、修理した場合の費用をお支払いします。



防犯対策費用補償特約

(保険の対象が建物の場合のみ)

建物に不法侵入を伴う犯罪行為が発生し、再発防止のために、建物の改造を行った場合の費用をお支払いします。



水濡れ原因調査費用補償特約

(保険の対象が共同住宅の建物で、1棟契約の場合のみ)

建物で水濡れ事故が発生した場合に、その原因を調査するための費用をお支払いします。



持ち出し家財補償特約

(保険の対象が家財の場合のみ)

旅行等で建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内で事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(現金等、預貯金証書を除きます。)



引越し中の損害補償特約

(保険の対象が家財の場合のみ)

建物から転居先の住宅に運送中の家財が、事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(現金等、預貯金証書を除きます。)



日常生活の補償

ご希望により基本となる補償に次のオプション(特約)をセットできます。

借家人賠償責任補償特約 (修理費用補償特約を自動セット)

火災、破裂または爆発により借用する戸室が破損し、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、借用する戸室が損害を受け、貸主との賃貸借契約に基づき修理した場合の費用をお支払いします。



建物管理賠償責任補償特約 (漏水による建物管理賠償責任補償対象外特約をセット可能)

日本国内において、保険の対象である建物の所有、使用または管理および賃貸業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。



類焼損害補償特約

ご自宅の火災、破裂または爆発の事故で近隣の住宅やその家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。



個人賠償責任補償特約でさらに安心!

補償内容

特約

水災リスクについて

保険の対象

保険金のお支払い例

地震保険

ご注意
いただきたい点

よくあるご質問
用語のご説明

保険金のお支払い
条件・お支払い方法

ハウスマンサービス

お支払限度額は1億円! 示談交渉サービス付き!

日本国内または国外において、住宅の所有、使用または管理および日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせてしまったり、他人の物を壊してしまったとき、または電車等を運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。また、応急手当および訴訟費用は別にお支払いします。

※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

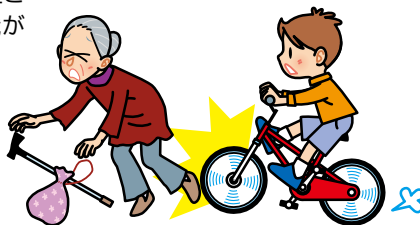
高額な賠償金をお支払いするケースが増えています。

子供が自転車に乗っていて、人と衝突してしまった...

自転車で帰宅中の男子小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

賠償額 **9,521万円**

神戸地裁、2013年(平成25年)7月4日判決



ゴルフ中に誤って他人にボールをぶつけてしまい、怪我をさせてしまった...



同居の母が、デパートで誤って商品を壊してしまった...

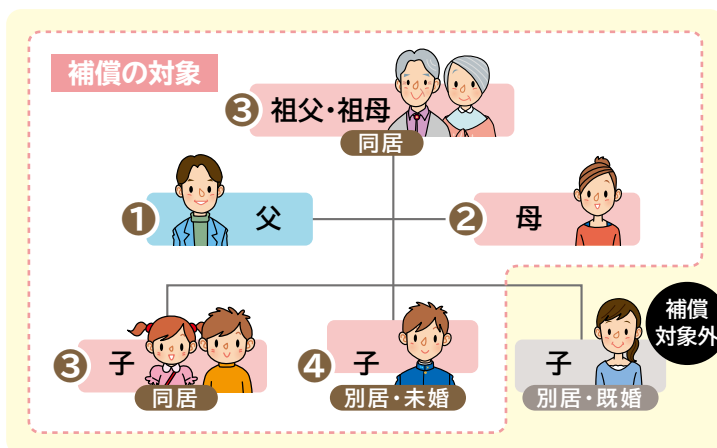


ご家族の方も補償の対象となります。

被保険者の範囲

- 被保険者本人
- ①の配偶者
- ①または②の同居の親族
- ①または②の別居の未婚の子
- ①が未成年者または責任無能力者である場合は、①の親権者およびその他の法定の監督義務者等*
- ②から④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等*

※未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。



個人賠償責任補償特約は、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

ハザードマップの水災リスクに応じて 保険料を決定!



ポイント 水災リスクは、国土交通省のハザードマップの浸水深と対応していて、「外水リスク」と「内水リスク」から判断し、1～5段階で判定します。

外水リスクとは
河川が氾濫するリスク

内水リスクとは
河川の水位が上昇し、堤防内の水が河川へ排水できず、氾濫するリスク
マンホールからの雨水漏れなど排水処理能力の超過によるリスク

浸水イメージ	ハザードマップ浸水深	外水・内水リスク区分	水災料率区分
	5m以上 (2階まで水没)	5	保険料高い ↑ 保険料安い
	2m～5m未満 (2階まで浸水程度)	4	
	0.5m～2m未満 (1階まで浸水程度)	3	
	～0.5m未満 (床下浸水)	2	
	(浸水想定なし)	1	

外水リスク区分・内水リスク区分はお住まいの所在地により異なります。
 お住まいの所在地の外水リスク区分・内水リスク区分は契約申込書でご確認いただけます。
 平時における洪水対策の推進や災害発生時の早期避難等にお役立てください。
 ※ 外水・内水リスク区分が1の場合であっても、災害や土砂崩れなどによりお住まいに被害が発生する可能性がありますので十分ご注意ください。

ポイント ホームアシストでは、上記のリスク等に応じて水災危険の保険料を決定します。
 お住まいの所在地の水災リスクが低い場合は、リーズナブルな保険料でご契約いただけます。

※ 実際にご契約するホームアシストの保険料の決定方法の仕組みについては、重要事項説明書をご確認ください。

お住まいの様々なものを補償！

ポイント

ホームアシストでは、お住まいの建物だけでなく、同じ敷地内にある様々な設備や付属建物も補償されます。



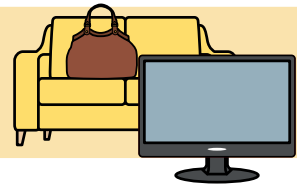
ホームアシストで補償対象になるもの

建 物 	+	門・塀・垣^(注) 	+	物置・車庫など^(注) 	+	物干・外灯・ポストなど
----------------	---	--------------------------------	---	----------------------------------	---	------------------------

(注)門、塀もしくは垣または物置、車庫などは、ご契約時に保険の対象に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象となります。なお、自動車は保険の対象に含まれません。

ポイント

建物みの火災保険では、家財の損害は補償されません。家財の火災保険へのご加入をおすすめします。



家の中の家財には様々なものがあります！

家 具 	電化製品 	衣 類 	その他
----------------	-----------------	----------------	----------------

ポイント

30万円を超える宝石、書画等は、明記物件として保険証券等に明記しない限り、損害額のうち30万円を超える部分は補償されません。

貴金属、宝玉
および宝石



書画、骨董、彫刻物
その他の美術品



1個または1組の価額が 30万円を超える宝石・書画等	保険証券等に明記する	損害額のうち30万円を超える部分も補償されます。
	保険証券等に明記しない	損害額のうち30万円を超える部分は補償されません。

※ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、市場流通価額により保険金額を設定してください。

※ 設備・什器等を保険の対象とするご契約の場合は、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するものも保険証券等に明記する必要があります。

※ 商品・製品等を保険の対象とするご契約の場合は、上記のものを商品・製品等の明記物件として保険証券等に明記することはできません。

補償内容

特約

水災リスクについて

保険の対象

保険金額
保険金のお支払い例

地震保険

ご注意
いただきたい点

よくあるご質問
用語のご説明

保険金のお支払
条件・お支払方法

ハウスマシナンス
サービス

お住まいと家財が元通りに！

ポイント

「再調達価額」を基準に保険金額を設定します。

建物は「新築できる」、家財は「新品を購入できる」保険金をお受け取りいただくことができます。

建物の再調達価額の評価

「再調達価額」を算出するために、以下の方法があります。

算出した「再調達価額」を基準に建物の「協定再調達価額」(P.16「保険用語のご説明」をご参照ください)を約定し、保険金額として設定します。

新築時の建築価額がわかる場合

新築時の建築価額と物価等の価額変動率(建築費倍率)により算出します。

【算出のイメージ】

$$\text{新築時の建築価額} \times \text{価額変動率(建築費倍率)} = \text{建物評価額}$$

新築時の建築価額がわからない場合

1㎡あたりの新築費単価と建物の延床面積(占有面積)により算出します。

【算出のイメージ】

$$\text{新築費単価} \times \text{延床面積(占有面積)} = \text{建物評価額}$$

家財の再調達価額の目安

(2020年6月現在)

家財の再調達価額は、「世帯主の年齢」と「家族構成」によってお見積りできます。

下表を参考に保険金額を設定してください。

お住まいの家財道具はこんなに高額です！

(単位:万円)

家族構成		夫婦	夫婦 + 子供1人	夫婦 + 子供2人	夫婦 + 子供3人	独身世帯
世帯主の年齢	25才前後 (25才未満を含む)	480	550	620	690	270
	30才前後	660	730	800	870	
	35才前後	940	1,010	1,080	1,150	
	40才前後	1,140	1,210	1,280	1,350	
	45才前後	1,300	1,370	1,440	1,510	
	50才前後 (50才以上を含む)	1,370	1,440	1,510	1,580	

※ 上表にない家族構成の場合は、家族構成「夫婦」の再調達価額に大人1人あたり120万円、子供1人あたり70万円を加算します。なお、「大人」とは18才以上の方をいい、「子供」とは18才未満の方をいいます。

※ 上表を参考に、実際の家財について総合的判断の上、必要な場合は再調達価額を調整することができます。

ポイント

明記物件の保険金額は明記物件の種類により再調達価額ではなく、市場流通価額、または再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額により設定してください。

保険金のお支払い例

補償内容

特約

水災リスクについて

保険の対象

保険金のお支払い例

地震保険

ご注意ください
いただきたい点

よくあるご質問
用語のご説明

保険金のお支払い
条件・お支払方法

ハウスマンサービス

保険金のお支払い事例

ご契約内容

- 用法：専用住宅
- 建物保険金額：2,000万円
- 風・雹・雪災免責金額(自己負担額)：0円
- 構造：T構造
- 家財保険金額：1,000万円

CASE 1

台風によって建物と車庫の屋根が破損した。
また、屋根が破損したことで雨が吹き込み、建物内の家財が損害を受けた。

損害の額

- 建物の損害の額(再調達価額による屋根の修理費) ……………300万円
- 家財の損害の額(再調達価額による家財の修理費) ……………100万円



お支払いする保険金の額

- 建物の損害保険金 **300万円** = 建物の修理費 - 免責金額(自己負担額)0円
- 家財の損害保険金 **100万円** = 家財の修理費 - 免責金額(自己負担額)0円
- 災害時諸費用保険金 **60万円** = (300万円+100万円)×15% (支払限度額300万円)

お支払いする
保険金の合計額 **460万円**

CASE 2

保険期間の開始から3年後に火災が発生し、
建物と建物内の家財が全焼して復旧できない状態となった。
また、事故後、家族4人のホテル代と、ペットホテル代(それぞれ20日間)で100万円を要した。

損害の額

- 建物の損害の額(協定再調達価額) ……………2,000万円
- 家財の損害の額(再調達価額) ……………1,000万円



お支払いする保険金の額

- 建物の損害保険金 **2,000万円** = 協定再調達価額
- 家財の損害保険金 **1,000万円** = 再調達価額
- 災害時諸費用保険金 **300万円** = (2,000万円+1,000万円)×15% (支払限度額300万円)
- 特別費用保険金 **300万円** = 2,000万円×20% (支払限度額300万円)
- 緊急時仮住い費用保険金 **100万円** = 2,000万円×10% (支払限度額100万円)

お支払いする
保険金の合計額 **3,700万円**

地震保険でさらに安心！

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震による損壊



地震による火災



津波による流失



噴火による埋没



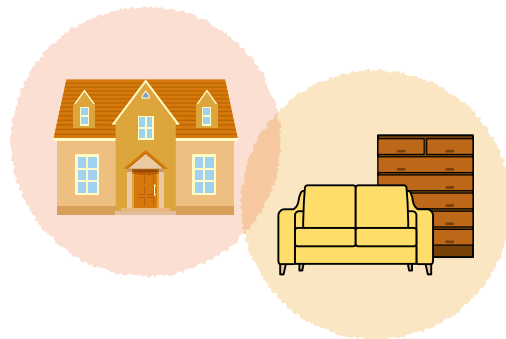
地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火・津波による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火・津波による火災損害(地震・噴火・津波による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営しています。どの保険会社でご契約いただいても保険料、補償内容および損害認定基準等は共通です。

保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用の建物**(住居のみに使用されている建物および併用住宅)」または「**家財**」です。また、建物を保険の対象とする場合、「門、塀もしくは垣」または「物置、車庫その他の付属建物」も保険の対象に含まれます。

次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物



保険金額の設定

保険金額は**ホームアシストの保険金額の30～50%の範囲内**で設定してください。

ただし、他の地震保険契約と合算して、**建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額**となります。

保険金のお支払い

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の建物・家財が右表の損害を受けた場合、地震保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

- 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が11兆7,000億円(2020年6月現在)を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する11兆7,000億円の割合によって削減される場合があります。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全 損	地震保険の保険金額の100% (時価額が限度)
大 半 損	地震保険の保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小 半 損	地震保険の保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一 部 損	地震保険の保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

保険期間

1年間ごとの自動継続方式や最長5年間までの長期契約方式があります。ただし、ホームアシストの保険終期を超えてご契約いただくことはできません。なお、ホームアシストの保険期間の途中から地震保険を追加することもできます。

ホームアシストは、ご希望されない場合を除き、地震保険をセットでご契約いただきます。地震保険を単独でご契約することはできません。

割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下、「対象建物」といいます。)が下表の適用の条件を満たす場合は、所定の割引が適用されます。割引の適用には所定の確認資料の提出が必要です。なお、割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	割引率	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物割引	50%	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下、「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する場合。	<ul style="list-style-type: none"> ●品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注1)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)(注2)(注3)(注4) ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)(注3)
耐震等級割引	耐震等級3 50%	<ul style="list-style-type: none"> ●対象建物が、品確法に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合。 ●対象建物が、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)(注5)および②「設計内容説明書」など“免震建築物であること”または“耐震等級”が確認できる書類(写)(注4)
	耐震等級2 30%		
	耐震等級1 10%		
耐震診断割引	10%	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合。	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)(注6)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)
建築年割引	10%	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合。	<ul style="list-style-type: none"> ●建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等(注7)が発行(注8)する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等(写) <p>(ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)</p>

(注1)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)

(注2)例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)
- ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書(写)など

(注3)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」において、“免震建築物であること”または“耐震等級”が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

(注5)認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

(注6)平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

(注7)国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

(注8)建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

◆警戒宣言が発令された場合について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません。

告知事項

- 1 保険の対象(保険をつける物)の所在地
- 2 建物種類・性能、用法、面積、建築年月、職作業
- 3 他の保険契約等

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるものです。ご契約者または被保険者には、告知事項について事実を正確にお知らせいただく義務(告知義務)があります。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項

通知事項とは、告知事項に関して変更等が生じた場合、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知いただくものです。ご契約者または被保険者には、通知事項について事実を正確にご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

保険契約の自動継続

「保険契約の継続に関する特約」(注1)により、ご契約を自動的に継続します。

- 1 保険期間の満了する5か月前をめぐに、保険契約の継続のご案内をお送りします。その後、取扱代理店または弊社より保険契約の継続の具体的な手続き等についてご案内します。
- 2 保険期間の満了する3か月前までに、ご契約者からご契約内容の変更またはご契約を継続しない旨のお申し出がない場合は、「保険契約の継続に関する特約」に基づき、継続前のご契約と同一(注2)のご契約内容にてご契約を継続いたします。
※「保険契約の継続に関する特約」を適用して、ご契約を継続いただいた場合には、継続後のご契約の内容を表示した保険証券または保険契約継続証を発行します。なお、継続後のご契約内容によっては、保険証券または保険契約継続証の発行を省略する場合があります。
※所定の条件により、ご契約を継続していただくことができない場合は、あらかじめ取扱代理店または弊社よりご連絡いたします。

(注1)以下の場合に自動的にセットされます。

- ・保険期間が10年間の場合。
- ・保険期間が1年間の場合。ただし、ご契約内容等によりセットされない場合があります。

(注2)建物を保険の対象とするご契約の場合、建物の保険金額を見直しいたします。その他のご契約内容も一部変更となる場合があります。

事故発生の場合

1 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合は、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店にご連絡のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

2 弊社にご相談 いただきたいこと

個人賠償責任補償特約、建物管理賠償責任補償特約、または借家人賠償責任補償特約による事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

個人賠償責任補償特約または建物管理賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約または建物管理賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。ホームアシストでは、借家人賠償責任補償特約の対象となる事故について、示談交渉サービスはありません。相手方との示談につきましても、弊社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

事故の受付は「**楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル**」または「**取扱代理店**」へ

楽天保険の
総合窓口あんしんダイヤル



0120-120-555

● 受付時間:24時間・365日

● 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

だきたい点

ご契約にあたってのご注意

- ① このパンフレットは「ホームアシスト(家庭総合保険)」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」「重要事項説明書」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
- ② 保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合を除きます。)
- ③ 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- ④ 次のものは、申込書等に明記しないとご契約の対象となりません。(「明記物件」といいます。)
 - 家財のご契約の場合
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - 設備・什器等のご契約の場合
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - ・稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 保険期間が1年を超えるご契約の場合、お申込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- ⑥ 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ⑦ 保険証券の発行を省略しなかった場合で、ご契約手続きの日から1か月以上経過しても保険証券が届かない時は、お手数ですが弊社にご連絡ください。
- ⑧ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- ⑨ ご住所を変更するとき、他の保険契約・共済契約を締結するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越し等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ⑩ 次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。
 - ※ 1契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約した時や家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■補償が重複する可能性がある主な特約

- 個人賠償責任補償特約(自動車保険・傷害保険等)
- 類焼損害補償特約(他の火災保険)

保険の対象となる建物の所在地、建築年月等、またはこれまでの事故の発生状況等によりご契約のお引受けをお断りすることや、ご希望の条件と異なるご契約条件でお引受けとなる場合がございます。ご了承ください。

保険会社破たん時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用の建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

よくあるご質問

Q

建物の保険金額は
どうやって決めるの？



A

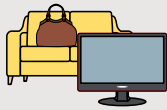
保険の対象と同等の建物を再築または再取得するために必要な額（再調達価額）を基準に建物の「協定再調達価額」を約定し、保険金額として設定します。

新築当時の建築価額がお分かりになる場合は建築価額から再調達価額を算出します。新築当時の価額がお分かりにならない場合は建物の所在地、構造、面積により再調達価額を算出します。詳しくはP9をご覧ください。



Q

家財にも火災保険は
必要？



A

建物の補償だけが火災保険ではありません。

家財も保険の対象にすると、たとえばコンロからの出火による冷蔵庫や電子レンジ、食器棚などの損害も補償されます。また、盗難や落雷による損害にも保険金をお支払いします。



Q

家財の保険金額は
どうやって決めるの？



A

再調達価額の範囲内で必要な金額を設定してください。

世帯主の年令、家族構成より一般的な再調達価額を算出します。詳しくはP9をご覧ください。



Q

火災保険料は
どうやって決めるの？



A

建物の構造、保険の対象の所在地、建築年月、職作業、保険金額、基本補償と選べるオプション、自己負担額、保険期間（ご契約期間）、保険料払込方法、ご契約の申込方法（インターネット経由のお申込み）によって決まります。

詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



Q

併用住宅の契約が
可能な用途(事業)は？



A

ご契約が可能な用途(事業)の一覧は以下のとおりです。

【ご契約が可能な用途(事業)の一覧】

- 喫茶店、レストラン
- バー、ナイトクラブ
- ホテル、旅館
- 独身寮、厚生寮(その他宿泊施設)
- 事務所
- 短期空家(準住宅)
- 学校、各種学校
- 神社、仏閣
- 教会、修道院(その他宗教施設)
- 病院、診療所
- 骨つぎ、あんま(その他医療施設)
- 老人福祉・介護施設
- 託児所、児童養護施設(その他福祉・介護施設)
- 理容室、美容室
- コンビニエンスストア
- 洋服販売(繊維製品販売)
- かばん、靴販売(身の回り品販売)
- 飲食料品販売
- 自転車、金物販売(金属機械器具販売)
- 書籍、文房具販売
- 薬品販売
- 日用品雑貨、花販売(その他販売)



※詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険用語のご説明

このパンフレットで使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」および「重要事項説明書」にも保険用語のご説明が記載されていますのでご確認ください。

※なお、「保険証券等」または「申込書等」に関する「記載」または「明記」の規定は、契約情報画面および契約申込画面においては「表示」と読み替えるものとします。

用語	定義
屋外設備・装置	建物の外部にあつて、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
家財	生活用動産をいいます。なお、明記物件は明記された場合のみ家財に含みます。
協定再調達価額	建物および門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物について、再調達価額を基準として弊社とご契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券等記載の額をいいます。
ご契約者 (保険契約者)	ご契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)で、保険契約上の様々な権利・義務を持たれる方をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀または垣、外灯その他これらに類する屋外設備・装置を除きます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナー ^(注) を含みます。 (注)戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金	事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。
保険金額	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
保険証券等	弊社所定の保険証券または弊社所定のインターネット上の契約情報画面をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
免責金額 (自己負担額)	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
申込書等	弊社所定の保険契約申込書または弊社所定のインターネット上または機器等における契約申込画面をいいます。

保険金のお支払条件・お支払

事故の種類	損害保険金をお支払いする主な場合
 ① 火災・落雷・破裂または爆発	火災、落雷、破裂または爆発により、保険の対象が損害を受けた場合
 ② 風災 ^{ひょう} ・雹災 ^{ひょう} ・雪災	風災 ^(注1) 、雹災 ^(注2) または雪災 ^(注2) により、保険の対象が損害を受けた場合
 ③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれか ^(注3) に該当する場合 ア.協定再調達価額または保険価額の30%以上の損害が生じた場合 イ.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じた場合
 ④ 建物の外部からの物体の衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触により、保険の対象が損害を受けた場合
 ⑤ 水濡れ	給排水設備 ^(注4) に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水 ^(注5) により、保険の対象が損害を受けた場合
 ⑥ 騒擾 ^{じょう} または労働争議等	騒擾 ^(注6) およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により、保険の対象が損害を受けた場合
 ⑦ 盗難	ア.盗難 盗難により、保険の対象が盗取、損傷または汚損の損害を受けた場合
	イ.通貨、預貯金証書等の盗難 ^(注6) 保険証券等記載の建物内における通貨、預貯金証書等の盗難によって損害が生じた場合
 ⑧ 不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）	不測かつ突発的な事故により、保険の対象が損害を受けた場合

損害保険金

(注1)洪水、高潮等を除きます。(注2)融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。(注3)保険の対象が設備^{じゅう}・什器等または商品・製品等である場合

費用保険金等の種類	費用保険金等をお支払い
 災害時諸費用保険金	〈保険の対象が建物の場合〉 上記①から⑧の事故により保険金が支払われ 〈保険の対象が家財、設備・什器 ^{じゅう} 等および商品・製品等の場合〉 上記①から
 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上と
 水道管修理費用保険金^(注1)	保険の対象である建物の専用水道管が凍結により損壊し、修理費用を支出した
 緊急時仮住い費用保険金^(注1)	保険の対象である建物が上記①から⑥、⑧の事故により協定再調達価額の15%賃貸料または宿泊料を負担した場合および居住用施設・宿泊施設にペット ^(注2) を
 錠前交換費用保険金^(注1)	保険の対象である建物の出入り口のドアの鍵が盗取され、ドアロック(錠前)の
 特別費用保険金^(注1)	保険の対象である建物が上記①から⑧の事故により保険金が支払われる場合で、
 損害防止費用	上記①のうち火災、破裂または爆発の事故で損害の発生または拡大の防止のため

(注1)保険の対象が建物の場合に補償します。(注2)愛玩^{がく}または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。

方法(損害保険金・費用保険金)

お支払いする損害保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害額(修理費) (保険金額が限度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆保険の対象の欠陥 ◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>8 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害 ◆次に掲げる物に生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等 ・携帯電話等の移動体通信端末機器等 ・携帯式電子機器等 ・自転車および原動機付自転車等 ・動物および植物
損害額(修理費)－免責金額(自己負担額) (保険金額が限度)	
損害額(修理費) (保険金額が限度)	
損害額(修理費) (保険金額が限度。ただし、貴金属等は1事故について、1個または1組ごとに100万円限度)	
損害額 (1事故1敷地内について、現金等は30万円限度、預貯金証書は300万円または家財、設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度)	
損害額(修理費)－免責金額(自己負担額) (建物は保険金額が限度、家財、設備・什器等および商品・製品等は支払限度額が限度)	

は、イの場合に限ります。(注4)その給排水設備自体に生じた損害を除きます。(注5)水が溢れることをいいます。(注6)保険の対象が家財または設備・什器等の場合に補償します。

する主な場合	お支払いする費用保険金等の額
る場合 ⑦(ただし、⑦はア.の場合のみ)の事故により保険金が支払われる場合	損害保険金×15% (1事故1敷地内について、300万円限度)
なった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合	保険金額×5% (1事故1敷地内について、300万円限度)
場合	実費 (1事故について、10万円限度)
以上の損害を被り、代替として臨時に使用する居住用施設・宿泊施設の同伴できないため、ペット取扱業者の利用料を負担した場合	実費 (1事故1敷地内について、保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)
交換費用を支出した場合	実費 (1事故1敷地内について、10万円限度)
保険契約が終了する場合	損害保険金×20% (1事故1敷地内について、300万円限度)
に必要または有益な費用を支出した場合	実費

保険金のお支払条件

特約の種類	保険金をお支払い
 <p>建替費用補償特約</p>	<p>保険の対象である建物がP17①から⑧の事故により保険金をお支払いする受けた建物と同一用途の建物に建替えた場合</p>
 <p>共用部分修理費用補償特約</p>	<p>保険の対象である建物がP17①から⑧の事故によりもっぱら被保険者が使用修復義務が生じ、これを修理した場合</p>
 <p>防犯対策費用補償特約</p>	<p>保険の対象である建物に不法侵入を伴う犯罪行為が発生した場合で、犯罪の</p>
 <p>水濡れ原因調査費用補償特約</p>	<p>保険の対象である建物で漏水、放水または溢水による水濡れ事故が発生し、</p>
 <p>持ち出し家財補償特約</p>	<p>建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内においてP17①から⑧</p>
 <p>引越し中の損害補償特約</p>	<p>建物から転居先の住宅に運送中の家財が、日本国内においてP17①から⑧</p>
 <p>個人賠償責任補償特約</p>	<p>被保険者本人^(注2)、その配偶者^(注3)およびこれらと同居の親族^(注3)、別居の未婚にケガ等をさせてしまったり、他人の物を壊してしまったり、または電車等により損害を被った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
 <p>借家人賠償責任補償特約</p>	<p>P17①のうち火災、破裂または爆発の事故により被保険者の借用する住宅が負担することにより損害を被った場合</p>
<p>修理費用補償特約 (借家人賠償責任補償特約に自動セット)</p>	<p>賃貸住宅でP17①、②または④から⑦の事故により、住宅建物が損害を受け柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。</p>
 <p>建物管理賠償責任補償特約</p>	<p>日本国内において、保険の対象である建物の所有、使用または管理および賃貸他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害※ご希望により、漏水による建物管理賠償責任補償対象外特約をセットできます。</p>
 <p>類焼損害補償特約</p>	<p>P17①のうち火災、破裂または爆発の事故で近隣の住宅やその家財(類焼補償</p>

(注1) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 被保険者本人が未成年者または責任無能力者である場合は、その親権者およびその他の法定の監督義務者等を被保険者の範囲に含みます(未成年者

(注3) 被保険者本人の配偶者およびこれらと同居の親族、別居の未婚の子のいずれかの方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他

・お支払方法(特約)

する主な場合	お支払いする保険金の額
場合で、協定再調達価額の70%以上100%未満の損害を被り、損害を	実費 (協定再調達価額または保険金額のいずれか低い額から損害保険金および譲渡額等を差し引いた額が限度)
または管理する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき被保険者に	実費 (1事故1敷地内について、10万円限度)
再発を防ぐために、建物の改造を行った場合	実費 (保険期間中、20万円限度。ただし、保険期間が1年を超える場合、契約年度 ^(注1) ごとに20万円限度)
その事故原因の調査に関する必要かつ有益な費用を支出した場合	実費 (保険期間中、100万円限度。ただし、保険期間が1年を超える場合、契約年度 ^(注1) ごとに100万円限度)
(ただし、⑦はア. の場合のみ)の事故により損害を被った場合	<p>〈⑧の事故の場合〉 損害額(修理費)－免責金額(自己負担額) (1事故について、保険証券等記載の支払限度額が限度)</p> <p>〈上記以外の事故の場合〉 損害額(修理費)(1事故について、100万円限度)</p>
(ただし、⑦はア. の場合のみ)の事故により損害を被った場合	損害額(修理費) (1事故について、100万円限度)
の子 ^(注3) が日本国内または国外において、次のような事故により、他人運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担すること	賠償金額 (1事故について、保険証券等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
破損し、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を	賠償金額 (1事故について、保険証券等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
被保険者が貸主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(壁、	実費-3,000円 (1事故について、支払限度額300万円限度)
業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、を被った場合に保険金をお支払いします。	賠償金額 (1事故について、保険証券等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
対象物)に損害を与えた場合	類焼補償対象物の損害額。ただし、他に火災保険等がある場合は、損害額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いた額。(保険期間中、1億円限度。ただし、保険期間が1年を超える場合、契約年度 ^(注1) ごとに1億円限度)

補償内容

特約

水災リスクについて

保険の対象

保険金のお支払い例

地震保険

ご注意
いただきたい点よくあるご質問
用語のご説明保険金のお支払
条件・お支払方法ハウスマシナンス
サービス




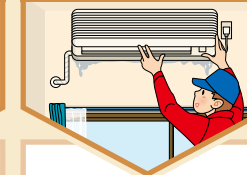
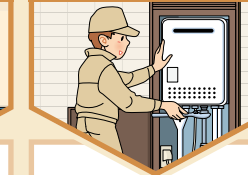
または責任無能力者に関する事故に限ります。)
の法定の監督義務者等を被保険者の範囲に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

ハウスアシスタンスサービス

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。

※ 部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客さまのご負担となります。

2021年1月1日以降保険始期契約用

① 水廻りの トラブル	② カギの トラブル	③ ガラスの トラブル	④ エアコンの トラブル	⑤ 給湯器の トラブル
				
住居内の排水の詰まり、トイレの詰まり、配管からの水漏れ、漏水などの点検・調査・応急処置を行います。	住居の玄関カギを忘れたり、無くしてしまった場合に対応するサービススタッフを手配します。	住居内のガラス破損時の破片の片付け・養生作業・清掃をサポートします。	住居内のエアコンの室内ホース詰まりによる水漏れなどのトラブル時に応急処置・状況確認を行います。	住居内の給湯器トラブルにより、お湯が出ない、追いだきが出来ないなど、給湯器の設定などの確認・応急処置を行います。

サービスの対象となるご契約	ホームアシスト(家庭総合保険)のご契約
サービスをご利用いただける方	ホームアシスト(家庭総合保険)のご契約者または被保険者の方
サービスの対象となる建物	ホームアシスト(家庭総合保険)のご契約において、保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物のうち、居住の用に供する部分 ^(注1)
サービスの対象となる期間	保険証券等に記載(または表示)の保険期間(ご契約期間)
サービスの対象となる地域	日本国内全域 ^(注2)

(注1) 併用住宅の店舗部分など、居住の用に供しない部分はサービスの対象外となります。

(注2) 一部地域(離島など)では、ご利用できない場合があります。

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル



0120-120-555

● 受付時間: 24時間・365日

● 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※ サービスのご利用は、事前に楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにお電話いただくことが条件となります。

※ ご提供するサービスは、弊社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※ 地域・時間帯・交通事情・気象状況などにより、サービスの着手にお時間がかかる場合やサービスをご提供できない場合があります。

※ サービスの内容は、予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

※ ハウスアシスタンスサービスの詳細は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)に掲載の「ハウスアシスタンスサービス利用規定」をご覧ください。

memo

補償内容

特約

水災リスクについて

保険の対象

保険金額
保険金のお支払い例

地震保険

ご注意
いただきたい点

よくあるご質問
用語のご説明

保険金のお支払
条件・お支払方法

ハウスマンサービス

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は
お客様相談センター



0120-115-603

○受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)
○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

事故の受付は
[楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル]または[取扱代理店]へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル



0120-120-555

○受付時間:24時間・365日
○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

○受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

楽天損害保険株式会社

〒160-0022
東京都新宿区新宿6-27-30
新宿イーストサイドスクエア
<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>

●お問い合わせ先

【取扱代理店】

楽天インシュアランスプランニング株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア

TEL 0120-987-490

※取扱代理店：楽天インシュアランスプランニング株式会社(幹事代理店)

楽天銀行株式会社(非幹事代理店)